

# ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 47

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央 4 丁目 16-2

稚内市保健福祉センター2 階

電話 0162-23-4133

## ○「息子」などをかたるサギ電話が道内で多発！

昨年 12 月中旬、オホーツク・渡島総合振興局管内、留萌市の複数の住宅に息子を名乗る男から「喉をやられた。」「風邪を引いた。」「携帯を壊した。」などと電話が来ました。

犯人は、様々な口実でお金やキャッシュカードなどを要求します。また、虻田郡豊浦町の住宅に孫が勤める会社の社員を名乗る男から「お孫さんが会社のお金が入ったカバンを盗まれた。」「会社へ返す 150 万円を用意できないか？」「早く用意しろ。孫の代わりに取りに行く。」などと電話が来ました。親族やその関係者を名乗り、お金やキャッシュカードなどを要求する電話は、サギです。

## △「警察官を名乗るサギ電話にご注意！」

昨年 12 月下旬、札幌清田区で、警察官を名乗る男から「あなたの通帳がオレオレ詐欺に使われている。」などと携帯電話に来ました。これは、「あなたの疑いを晴らすため」「紙幣の番号を調べる」などと言い、お金を振り込ませたり、「カードを再発行する必要がある」などと言って、カードをだまし取るサギの手口です。

このような電話が来た場合には、直ぐに警察専用電話# 9 1 1 0 又は、緊急時には、1 1 0 番へ通報して下さい。

(情報提供元：北海道警察本部生活安全企画課特殊詐欺抑止対策係)

## □電力小売全面自由化に便乗した勧誘にご注意！

平成 28 年 4 月から電力の小売全面自由化がスタートし、「大手電力会社を名乗り、その会社から委託を受けている。電気料金が安くなる。」などと電話が来て、関係会社を装い不必要な契約変更を勧める事例が発生しております。

電力小売全面自由化に伴い、ガスや通信事業者など様々な業種の事業者が新規参入しており、「セットで契約すれば安くなる」「新たな機器が必要」などのセールストークで電力以外の商品やサービス契約を勧誘された相談が寄せられています。

新電力を電話勧誘や訪問販売で契約した場合には、特定商取引法が適用されるため、事業者には勧誘に先立ち会社名や販売目的を告げる義務があり、法律で定められた事項を記載した契約書面（法定書面）の交付義務があり、この法定書面を受け取ってから 8 日間は、クーリング・オフが出来ます。（情報提供元：消費者庁&北海道立消費生活センター）これまで、稚内市消費者センターに 16 件の相談が寄せられています。

# 相談事例(稚内市消費者センター)

## ● 投資情報の有料サイト

### 【 相 談 内 容 】

本年1月にスマホで仮想通貨サイトを閲覧し、1ヶ月無料の仮登録をした。2ヶ月目からは、登録料が発生すると言われた。11月下旬に総合情報サイトの会費未納(10ヶ月間で5万円強)の為、連絡するようメールが届いたが無視。昨日(12月上旬)サイトの未納金回収事業者から電話が来て、24時間以内にビットコインで支払わなければ、差し押さえを執行する。それを過ぎると16万円弱となる説明され、不信感を抱いた。どのように対処すれば良いか。



### 【 対 処 】

11月とその後のメールを確認。相談者は、登録した覚えがなく、登録したことを全く覚えていないとは考えにくいこと、利用したサイトを検索してもヒットしないなど、不審な点が多かった。また、センターのシステムで調べたところ、事業者名と請求方法とその内容に類似した事例がある事が判明。11月のメールと昨日の電話は、全く別物と考えられるので、架空請求の可能性が高いため、無視をして、関わらないことが肝要であることを伝えた。また、裁判所から通達が届く可能性は、殆どないと思われることも伝えた。



## 困った時には、稚内市消費者センターへ相談してください。

相談受付時間:月曜日～金曜日午前10時～午後4時(祝祭日は除く)

電話 0162-23-4133

FAX 0162-23-4134

稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階

☆☆☆ 無料法律相談の活用を! ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回(原則、第2日曜日)実施しています。

向う3ヶ月の【実施日】 2月17日 ・ 3月10日 ・ 4月14日

○ 相談時間は、午前11時から午後3時までです。(相談時間は1人25分)

○ 事前に申し込みが必要です。相談を希望される方は、下記へご連絡願います。

☆ 稚内市環境水道部くらし環境課市民生活グループ 電話(直通) 23-6413